


<p>○ 監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表</p> <p>【監査公表】</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>監査事務局</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課（室）</p>	

号外 岡山県公報 平成24年8月7日

◎岡山県監査公表第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

平成二十四年八月七日

岡山県監査委員 高 橋 戒 隆
岡山県監査委員 波 多 洋 治
岡山県監査委員 興 田 統 充
岡山県監査委員 大 森 礼 子

1 監査の結果

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日	監 査 結 果 公 表 年 月 日
公益財団法人岡山県私学振興財団	平成24年1月31日	平成24年3月23日
監査の結果（指摘事項） 奨学金の未収償還金が、平成22年度末現在109,222,089円となっており、年々増加している。一層の未収償還金の回収に努めるとともに、新たな未収償還金の発生防止に努めること。		
措置の状況 滞納額が年々増加する中、今後とも、学校からの督促、当財団による特定郵便及び内容証明郵便等による督促（訪問督促を含む。）を強化するとともに、法的措置である裁判所への支払督促の申立、仮執行宣言申し立て等を積極的にを行い、新たな未償還金の発生防止及び一層の償還金の回収に努める。		
財団法人岡山県動物愛護財団	平成24年1月26日	平成24年3月23日
監査の結果（指摘事項） 未私金（1件2万円）の計上漏れがあり、財務諸表が正確に作成されていない。適正な財務諸表とするため、所要の是正措置を講じるとともに、内部チェック機能や監事の監査機能の強化を図ること。		
措置の状況 御指摘の財務諸表については修正の後、監事の追認を得て、評議員会（平成24年3月9日開催）及び理事会（平成24年3月23日開催）で報告し、承認を得		

ました。

今後、決算書類作成にあたっては、事務局員全員がそれを確認し、公益法人化に伴って委託した税理士にもアドバイスを受けることといたします。

また、監事については、これを機に監査機能を再確認し、証拠書類に至るまで今まで以上に細部にわたって監査を実施することといたします。